

## 第 2 回糸満市総合教育会議 議事録

日 時 平成 28 年 2 月 23 日（木）午後 4 時～午後 5 時

開催場所 糸満市役所 5 - d 会議室

### 出席委員

上原裕常 市長、久保田暁 教育委員長、稲嶺初枝 教育委員、吉川朝昭 教育委員、  
神村逸子 教育委員、上原武 教育長

### 事務局及び関係部局

（市長部局）阿波根庸伸企画開発部長、神谷和男政策推進課長、伊敷 茂雄経営管理係長  
（教育委員会）神谷良昌総務部長、幸地政行指導部長、福元信美総務課長、新垣研総務係長

### 協議事項

- (1) 糸満市教育大綱について
- (2) いじめ防止及びいじめ問題に関する例規等の整備について

### 報告事項

- (1) いじめ問題について

---

#### [司会]

それでは、定刻になりましたので、これより、第 2 回糸満市総合教育会議を開催いたします。

私は、本日の司会進行を務めさせていただきます企画開発部長の阿波根と申します。

議題が 2 件と報告事項が 1 件ございます。

さて、早速ではございますが、協議事項に移らせていただきます。

まず、議題 1 の糸満市教育大綱についての協議ですが、この件につきまして、教育委員会から説明をお願いします。

#### [教委総務部長]

それでは、教育大綱の策定に関わる状況について説明いたします。

総合教育会議の中でも審議中となっております。これまで、市長部局の事務局である企画開発部と事前に調整を進めながら、平成 28 年度より施行される第 4 次総合計画の後期基本計画を基にして大綱案を作成したいと考えています。

なお、47 市町村での実情ですが、19 市町村が策定しています。また、11 市の状況は、名護市、那覇市、南城市、うるま市、石垣市、宮古島市の 6 市が大綱を策定したと聞いています。

#### [司会]

では、この件に関して、本市では、現時点でまだ提案しない状況ではありますが、ご意見などがあればお願い致します。

#### [市長]

前回、企画開発部と調整するという話で終わりましたが、は総合計画そのものについての議論は無かったかと記憶しています。なぜそのように変更したのか説明をお願いします。

#### [教委総務部長]

教育大綱については、新教育長制度の中で制定されるものですが、その制定にあたって、市町村は総合計画で謳われているのであれば、それを活用してよいというものがあります。よって、糸満市でも総合計画の中で出てくる教育に対する考え方を教育大綱にしたほうがよいと考えに至りました。

[市長]

以前、素案ができていたと思いますが、あれは基本的に総合計画に沿っていたという理解をしていました。だから、なぜ後期基本計画の決定まで待たないといけないのか。そのへんのところが少し気になるところです。

[教委総務部長]

本市の場合、現教育長が平成28年3月31日まで任期があり、時間的に余裕があるので、総合計画の後期基本計画の策定状況を見ながら、しっかりした計画をという思いもあります。そのため、平成28年4月1日にスタートする後期基本計画を確認しながら策定したいということでもあります。

[上原委員]

那覇市の教育大綱の資料もあるし、本市の総合計画を確認し、すぐにできるものと思っていたが、深く考えすぎではないか。「人と文化がつながるまち」を全面的に押し出して、「糸満市の教育の目標」に取り込むという話ではなかったか。

[教委指導部長]

教育長より、那覇市の資料をいただいて、本市の総合計画の教育関係の目標を取り入れてもよいのではないかという話がありました。また、教委総務課でも教育大綱を調査していました。その中で教育大綱には様々な形があることがわかりました。

ただ、今年度は総合計画後期基本計画の見直しがあり、それを見据えたうえで、5年間の計画を策定してもよいのではないかという話になりました。また、最初の計画で大事なことを決めようと思うので、委員のみなさまの意見をいただきたいと思います。

[久保田委員]

総合計画の中の構想部分は10年なのであまりに変わらないと思います。ただし、5年ごとに基本計画の見直しがありますので、後期基本計画があるからということではなく、上原委員が話をしていたように「糸満市の教育の目標」を大綱に持ってきてもよいと思います。

将来的なものでもありますし、大綱は市長の想いも反映されます。後は、具体的な施策を入れていくということです。総合計画を網羅していくのではなく、集約した形で大きくしたほうが良いと前回お話ししました。

[上原委員]

私は、この改正法ができたときに早めに作成したいという思いがありました。ただ、指導部長から話がありましたように、今、慌てる必要が無く、現教育長の期間中に検討し、策定したほうが良いという判断であれば、それでよいと思います。

[久保田委員]

市長も議会での説明があるかと思いますが、そのあたりもしっかりできるのであれば、次年度でもそれでよいと思います

[市長]

それでも良いが、いつまでたっても策定できないと思います。議会でも質問があるかと思いますが、いつまでに策定するということはきちんと決めたい。

[神村委員]

第1回の総合教育会議の時に素案が提出され、その後「検討します」ということになっていたかと思えます。その後、どこで、だれが検討するのかがよくわからなかったのですが。

[上原委員]

教育大綱は、教育委員会が策定するものだと思っていたのだが。

[教委総務課]

前回、大きな柱として提出したのですが、行政がやっていくうえでは、もう少し細かくした方が良いのではないかということだったと思います。その検討なのですが、正直な話、まだ十分な検討を行っていないのが現状です。そのため、教育振興計画と併せて期限を区切って策定する予定です。

また、沖縄県の教育の大綱が策定されましたし、子どもの貧困問題もありますので、そのあたりもどうしていくのかも検討していきたいと思います。

[吉川委員]

期限を切るというよりもロードマップを示してもらえれば、調整できると思います。

[久保田委員]

検討中のものを出してもらえれば、話もできるので、そのあたりも宜しくお願いします。

[教委総務部長]

事務局内の事前調整では、今月29日には第4次総合計画後期基本計画の答申が出されるということでした。なので3月には事務局内で教育大綱について検討し、策定できるものと考えています。

[司会]

確認ですが、大綱については、市長が策定することとなっていますが、その内容については教育委員会と市長部局が検討して仕上げていくということになると思います。

総合計画も近々正式なものができるので、その内容を咀嚼して作成していくという考え方でよろしいですか。

[教委総務部長]

はい。

[上原委員]

後期基本計画の中身は、前期基本計画と同じようにフィッシュボーンもありますか。

[司会]

はい。そのように聞いています。

話は変わりますが、これまでのお話の中でロードマップの件がありましたが、事務局としては時期的なものまで提示できますか。

[教委総務部長]

事前協議の中でも、そのような話がありました。3月には教育大綱の策定作業を終えることができると思います。

[司会]

3月中に策定して、4月には提案できるというスケジュールですか。

[教委総務部長]

はい。

[司会]

委員の皆様からスケジュールの件で何かご意見がございませうでしょうか。

[市長]

それであれば、よいと思う。

[司会]

それでは、事務局から説明がありましたとおり、今年度で教育大綱を作成し、来年度には提案していく形でよろしいでしょうか。

[委員]

(同意)

[司会]

それでは、2つ目の議題に入りたいと思います。2つ目は、いじめ防止及びいじめ問題に関する例規等の整備についてということで教育委員会から説明をお願いします。

[指導部長]

一つ目ですが、いじめ防止基本推進法に定める基本方針と組織の関連性についてです。平成25年9月に推進法が施行されました。まず糸満市としては、糸満市いじめ防止基本方針が策定され、糸満市いじめ防止対策協議会が設置されました。さらにその下に糸満市いじめ問題専門委員会を設置することになっています。

また、市立の学校では、学校いじめ防止基本方針が策定され、全ての小中学校でいじめ防止対策委員会は設置されています。

二つ目に、糸満市いじめ防止基本方針です。「はじめに」では、推進法を受けての背景、趣旨、配慮すべき事項などや沖縄県のいじめ防止対策基本方針を踏まえて本市の基本方針を策定したことを明記しています。

本文では、第一に「いじめの防止等のための対策に関する事項」として、基本理念、いじめの定義が記載されています。

第二に「いじめの防止等のために学校が実施すべき施策」として、学校の基本方針、早期発見、いじめへの対処などが記載されています。

第三に「重大事項への対処の方策」として、重大事態の意味、学校又は教育委員会による調査のための糸満市いじめ問題専門委員会や糸満市いじめ問題再調査委員会設置に関することが記載されています。

第四に「その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項」として、いじめの防止等のための取組みに対して必要な指導助言を行うことを記載しています。

内容は、資料をお読みいただいていると思いますが、気になる点がありましたらご指摘の程よろしくお願いします。

[司会]

ありがとうございます。何かご指摘等がございますでしょうか。

[上原委員]

糸満市いじめ問題専門委員会規則だが、第4条の委嘱者は「教育委員会」ではないか。

[事務局]

執行機関ですので「教育委員会」です。修正します。

[上原委員]

本文だが、内容は違うが似たような言葉があり、読んでいて混乱するので、もっとうまくまとめることができないうか。

[教育委員会]

検討します。

[市長]

第3-3-(1)の再調査の①で「市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の実態の発生の防止のため必要があると認めるとき」は委員会を設置するとあるが「必要があると認めるとき」とは、どのようなときなのか。

[指導部長]

一つの考えですが、全国的に自ら命を事案が発生したとき、その子がいじめが原因にあるということであれば、その可能性があると思います。ただし、取り返しのつかない事態になる前の状態も設置すると思います。

[市長]

確かに難しいところがあると思います。

[吉川委員]

通常、学校側がいじめがなかったという話になり、それをマスコミが報道するということがあります。つまり後手になったときに再調査委員会が設置されるということがあります。

そうではなく、独自で再調査した方が良い。世間が騒いでからでは遅いと思います。そのあたりで、基準をしっかりして、判断を早くすることが大切だと思います。

[指導部長]

このことについては、いじめ問題専門委員会で防止も踏まえて積極的に対策していきます。

[吉川委員]

いじめが無かったというときは、大抵が学校側が独自の判断をしているわけです。そのあたりが問題ではないか。

[指導部長]

たしかに、そうであれば学校内に設置されているいじめ問題対策委員会よりは、直接、専門委員会の方が良いと思います。

[神村委員]

報告の方法としては、まずは学校は教育委員会に報告すると思います。そして教育委員会は市長に報告すると思います。そのあとに市長は再調査委員会を開催するという事は、時間的に遅れるということではないでしょうか。

[市長]

教育委員会が、実態の中できちんと調査することが一番大きなポイントではないですか。当然、学校から教育委員会にそういった報告が上がってくると思います。それが本当に事実に基づいているのか、見落としが無かったのか、こういったことをしっかり検証したうえで、市長の方に報告してください。そうでないと、再調査委員会で議論したとしても、その時点ですでに遅れていることとなります。

[久保田委員]

再調査まで行るのは大変だと思います。大切なことは、学校内でのこどものいじめをどう未然に防ぐかが大切だと思います。このあたり、専門委員会に対応できるようにしていただきたい。

マスコミの報道は、家族が出て学校側の対応について、いろいろと話をしています。本当は、学校が初期の段階で対応していただけたらと思います。対応については、教育委員会でフロー図など作成し、学校側にアドバイスしていただけたらと思います。そうすれば、学校長も対応できるのではないのでしょうか。いじめに対する認識をしっかり持っていただきたいと思います。

[吉川委員]

重大事態というのは、例えば自殺や命に係わる大けがをしたもの、メンタルに係るものなど、すべてひっくるめていると思いますが、教育委員会と同時に再調査委員会も始めてみてはどうですか。報告を受けてから始めるというのは遅いと思いますが。

[稲嶺委員]

クラス担任だけで、上司まで上げているのかなという思います。例えば、子どもたちの把握するためのアンケートについて6月というのは非常に遅いなという気がします。

[上原委員]

非常に難しいです。40人余りの子どもたちの全てを理解するというのは大変です。一人ひとり違いますし、アンケート調査にきちんと書く子もいれば、そうでない子もいます。

[久保田委員]

もちろん4月から引き継いだ段階で、ある程度承知していたほうが良いし、子どもたちの友達関係を見て、何かシグナルが出ていないかを見抜く力は必要と思います。

アンケートですが、子どもたちもあまり書かないです。なぜかという隣の子が見ているんです。工夫しないといけないです。アンケートも大切ですが、日常生活の中で見抜く教師の力は重要だと思います。

[市長]

確認だけど、この組織は常時あるのですか。

[指導部長]

常時を予定しています。いじめ問題専門委員会は、任期もありますが6月に委嘱します。そして、教育委員会が諮問し、調査を行ってもらいます。

[市長]

それは調査というか、学校でも委員会を設置するわけですよね。そこと専門委員会と連携を取らないと、なかなか実態が捉えられないと思います。

いままでの話からすると、学校と教育委員会は同時に調査するのではなく、学校の報告を受けて調査するという感じですよね。

[指導部長]

大変重要な指摘だと思います。まず学校では、学校関係者以外の者で対策するよというふうになっています。

本市は16校あって、そのすべてで第三者で設置するというのは非常に困難です。そして、第三者も基本方針や守秘義務も理解してやっていただきます。研修も行いますので、教育委員会としては、専門委員会から派遣された委員という形ができるのか検討しているところです。

専門委員会のところに学校から学校内調査の依頼があれば、その学校と利害関係のない方を選んで、学校の委員会を設置する考えを持っています。

学校と教育委員会が連携してやっていくことが重要だと思います。

[市長]

並行してやっていかないと、重大事態が発生した後だと遅いという気がします。

[指導部長]

早めに対処していれば、ここまでひどくならなかったというのは、たくさんあります。だから、学校の報告を待っていたら保護者同士の人間関係もこじれてしまい、その間に難しい状況になっています。そうならないために早期に第三者を入れて早期解決を図りたいと思います。

つまり、この委員会で原因究明を行うというよりは、むしろ解決策を学校、保護者に示していく組織にした方がよいのかなと思います。

[市長]

それとあと一点、第三-3-(2)に「市長は市議会に報告する」という表現がありました。報告事項になっているのか。

[事務局]

法律の中で、議会への報告事項となっています。

[上原委員]

その件も説明したほうが良いのではないかと。

[司会]

では、その件に関しても事務局から説明をお願いします。

[事務局]

それでは、資料4のいじめ問題再調査委員会設置規則の説明を致します。この規則は、いじめ防止推進法と糸満市附属機関設置に関する条例の規定に基づき、いじめ問題再調査委員会を設置するものです。

所掌事務は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査審議し、その結果を市長に答申するものです。

委員は5名以内で、医師の方としては診療心理士、弁護士については、顧問弁護士や個人情報保護審査会の弁護士などを想定しています。

再調査した結果を市長に報告し、市長は議会に報告しなければなりません。

[教育長]

顧問弁護士は、利害関係人として第三者委員の対象にならないと思うけど、そのあたりはどうですか。

[指導部長]

他市において、顧問弁護士が委員になった事例はありますが、市の顧問弁護士は、市を優遇するのではないかと懸念をもたれ、問題になったことがあります。きちんと調査したのに、公平性が欠けるということで問題になった一例がありました。

[事務局]

わかりました。事務局としては、逐条解説も作成したいと考えていますので、委員の委嘱に関しては、今の件を踏まえ、顧問弁護士を除くよう調整していきたいと思っております。

[司会]

確認ですが、その都度設置するのですか。

[事務局]

第3条にありますように、その都度行うこととなります。いじめ問題専門委員会から報告を受け、そこで市長が諮問を行うというときに設置します。ただし、時間がない委員会だと思っておりますので、専門委員会が開催されたときには、速やかに設置できるような体制にしていきたいと思っております。

[上原委員]

それぞれの組織は実効性のあるような体制にしないといけないと思っております。フロー図があるから安心するのではなく、その都度、そのときにしっかりと連携して行っていくことも大切だと思っております。

指導部長からも話が合ったように、学校から教育委員会に話が来たときには、相当問題になっていて、手が付けられない状態になっているので、常に縦と横の連携が大切だと思っております。

[吉川委員]

いじめがあった時に専門委員会、再調査委員会もそうですが、市の責任が問われてくる。そうすると保護者から法的に訴えられるときもある。そのときは、どうするのですか。それも併せて考えた方がよいと

思います。もちろんそこまでいかない方が良いのですが、責任問題もありますので、きちんと対応すべきではないでしょうか。

[事務局]

本市の場合、訴訟になったとき、該当する事件の担当課が中心になりますので、この場合は学校教育課となります。また、顧問弁護士について総務課が取りまとめているので、そのようなことになった場合は、相談しながら対応することになると思います。

[吉川委員]

再調査委員会や専門委員会に関わった人たちがよく知っているわけですから、そういう方も参加するようになるかとも思いますが、その辺がどうなるのか心配です。訴えられてから準備するというのもダメなわけではありませんが、やはり心配です。

[指導部長]

学校での問題については、顧問弁護士にも相談するようにしています。例えば、保護者同士の件を顧問弁護士に相談するということがあります。

[吉川委員]

保護者同士の件であれば、それでよいと思いますが、例えば教師が、いじめを見落としていたために訴えられる、裁判になるという場合、保護者に対し何でも誤ればよいというものでもないと思いますので、きちんとした仕組みが必要ではないでしょうか。

[久保田委員]

過去の話ですが、裁判があり、校長先生が退職した後も法廷に立ったということもあります。初期の段階でどう対応していくかが大切で、話がこじれると、再調査どころではないです。だから、学校におけるいじめの認識、校長・教頭がどの段階で把握しているのか、対策委員会をどのようにしているのかを、しっかりと認識し、どうしても難しければ、専門委員会に相談しなさいというふうにしていく。初期段階で相談などをしっかりやれば、専門委員会を開かなくても対応できていくと思います。

[上原委員]

吉川委員が提言したことは、非常に重要なことですので、事務局の方で対応の仕方を文章でもよいので残してほしいと思います。

[上原市長]

そのほかに問題委員会の設置についてですが、いじめに対しての総合的なことまで規定していると思いますので、基本方針もきちんと対応していただきたい。

[司会]

この件については、いろいろご意見をいただいたので、教育委員会と市長部局がしっかりと連携できればと思います。最後は報告事項ですが、この件につきましては、本会議設置要綱第6条により、個人の秘密を保つために非公開となりますのでご承知おきください。教育委員会から説明いたしますのでよろしくをお願いします。

非公開

[司会]

それでは、以上をもちまして、糸満市総合教育会議を閉会させていただきます。

委員の皆様、本日はありがとうございました。